

日医発第 1045 号 (庶 224)
平成 17 年 1 月 19 日



郡市区医師会長 殿

日本医師会
会長 植松 治雄



「公益法人の活動と政治団体の活動の峻別について（調査結果の報告）」
（事務連絡）の送付について

標記の件について、別添写しのとおり、平成 17 年 1 月 12 日付文書にて、厚生労働省医政局より通知がありました。

御了知願うとともに、会員、関係各方面に対しての御周知方を至急お願い申し上げます。

なお、都道府県医師会に対しても同様の通知を行っておりますことを、申し添えます。



事 務 連 絡
平成 1 7 年 1 月 1 2 日

社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局

「公益法人の活動と政治団体の活動の峻別について（調査結果の報告）」
（事務連絡）の送付について

標記につきましては、別添のとおり平成 1 7 年 1 月 1 2 日付事務連絡により、各都道府県医政主管部局宛送付いたしましたので、ご了解いただくとともに、貴団体におかれましても、標記の趣旨をご理解いただき、各市区町村ないし郡単位の関係団体も含む傘下の団体に対する適切な対応方よろしくお願い致します。

担当：厚生労働省医政局総務課企画法令係 高橋直人

T E L : 03-5253-1111（内線 2518）

F A X : 03-3501-2048

E - mail : takahashi-naoto@mhlw.go.jp

別 添

事 務 連 絡

平成 1 7 年 1 月 1 2 日

各都道府県医政主管部局 御中

厚生労働省医政局

公益法人の活動と政治団体の活動の峻別について
(調査結果の報告)

標記につきましては、ご協力いただきまして有難うございました。各都道府県からの調査結果を別紙のとおり取りまとめましたので、ご報告させていただきます。別紙にもあるように、今回の調査結果では依然として誤解を生ぜしめる事例が散見されますので、各都道府県におかれましては、市区町村ないし郡単位の公益法人（医師会・歯科医師会・看護協会。以下同じ。）も含め、所管する公益法人に対し、再度公益法人と政治団体の活動の峻別につきましてその趣旨を徹底していただくととともに、今回の調査において誤解を生ぜしめる事例があった公益法人については、引き続き改善指導を行っていただきますようよろしくお願いいたします。

公益法人の活動と政治団体の活動の峻別に関する調査について
(医師会・歯科医師会・看護協会)

調査の概要

- 平成16年4月27日に厚生労働省医政局より各都道府県に調査を依頼
- 対象法人:都道府県・市区町村・郡単位の医師会、歯科医師会、看護協会
- 調査を行った法人数：1359法人

事例の概要	該当法人数
公益法人の作成するパンフレット等において、公益法人が徴収する費用の中に政治団体の会費を記載していた事例	44(17)
	3.2%
公益法人のFAX、封筒等を用いて会員に対して政治団体の会費納入を依頼していた事例	84(39)
	6.2%
公益法人と政治団体の会費の振込先を公益法人名義の同一の銀行口座としていた事例	99(25)
	7.3%
公益法人名義の領収書において、公益法人の会費と政治団体の会費を併せて記載していた事例	68(13)
	5.0%
公益法人が、政治団体の会費を特別会費等の名目で、同法人の会費と一緒に徴収していた事例	26(8)
	1.9%
公益法人の事務所が、政党の入党申し込み書の送付先となっていた事例	37(10)
	2.7%
公益法人が地方公共団体から減額された賃料で借りた建物の一部に政治団体の事務所が置かれていた事例	8 (2)
	0.6%
その他	8 (4)
	0.6%

* ()内の数字は、調査結果の回答までに改善が行われた法人数を示す。
また、下段は報告のあった各事例の件数の合計が全調査対象法人数に占める割合を示す。